

## 大阪健康福祉短期大学公的研究費管理・運営体制規程

(目的)

第1条 この規程は大阪健康福祉短期大学(以下、「本学」という。)における公的研究費の管理・運営体制に関する必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 公的研究費とは、文部科学省等の公的資金配分機関が研究機関に配分する競争的研究資金等をいう。

(最高管理責任者)

第3条 本学全体を統括し、公的研究費の運営・管理について最終責任を負う者(以下、「最高管理責任者」という。)を置く。

2 最高管理責任者は、学長をもって充て、職名を公開するものとする。

3 最高管理責任者は、統括管理責任者等が責任を持って公的研究費の運営・管理が行えるように、指導力を発揮するものとする。

(統括管理責任者)

第4条 本学に最高管理責任者を補佐し、公的研究費の運営・管理について、本学全体を統括する実質的な責任と権限を持つ者(以下、「統括管理責任者」という。)を置く。

2 統括管理責任者は、副学長をもって充て、職名を公開するものとする。

(不正防止計画推進委員会)

第5条 最高管理責任者の下に、全学的観点から不正防止計画を推進するため、不正防止計画推進委員会を置く。

2 不正防止計画推進委員会の委員は次に掲げるものより構成する。

(1) 副学長

(2) 法人事務局長

(3) 学科長

(4) その他特に必要と認める者

3 不正防止計画推進委員会は次の各号に掲げる業務を行う。

(1) 不正防止計画の企画及び立案に関すること。

(2) 不正防止計画の推進に関すること。

(3) 不正防止計画の検証に関すること。

(4) 研究活動上の不正発生要因に対する改善策に関すること。

(5) 研究活動上の行動規範案の作成に関すること。

(6) 不正発生要因に応じた内部監査に関すること。

(相談窓口の設置)

第6条 機関内外から公的研究費の事務処理手続きに関する相談窓口を設置する。

2 相談窓口の設置及び業務については、研究活動上の不正行為等への対応に関する取扱規程第4条に定める。

(申立て窓口)

第7条 本学における公的研究費の不正使用等に関する通報、申立て等にかかる相談に対応する

ため申立て窓口を設置する。

- 2 申立て窓口の設置及び業務については、研究活動上の不正行為等への対応に関する取扱規程第4条に定める。

(適正な運営・管理及び基盤となる環境の整備)

第8条 最高管理責任者は、公的研究費の不正な使用の誘発原因を除去し、十分な抑止機能を備えた環境・体制の構築を図らなくてはならない。

- 2 法人事務局長は、公的研究費に係る事務処理に関するマニュアルを制定し、明確かつ統一的な運用を図るものとし、定期的に見直しをする。

(公的研究費の執行)

第9条 最高管理責任者は、公的研究費の執行にあたって、公的資金によるものであることを教職員等に理解させ、研究機関が管理する必要性を周知徹底し、遺漏がないよう対応するものとする。

(説明会の開催)

第10条 最高管理責任者は、教職員等の公的研究費に対する意識向上を図るために、公的研究費に関する説明会を年1回以上開催するものとする。

(物品納品検収)

第11条 公的研究費の適正な運用を図るため、公的研究費による購入物品に関して検収責任者を置き、納品物品を検収する検収担当者を置くものとする。

- 2 検収責任者は法人事務局長とし、検収担当者は、法人事務局職員が担当する。
- 3 特に必要と認めるときは、法人事務局以外の職員を納品物品の検収担当者に置くことができる。
- 4 検収担当者は、納品伝票(納品書)と現物を照合の上、納品伝票(納品書)に所定の検収印を押印するものとする。

(監査・モニタリング体制)

第12条 公的研究費の適正な管理のため、機関全体の視点から監査及びモニタリングを行うものとする。

- 2 監査・モニタリング責任者は常務理事とする。
- 3 監査・モニタリングは、高い専門性を備え、本学の運営を全体的な視点から考察できる副学長により行う。
- 4 監査・モニタリング部門は不正防止計画推進委員会と連携を強化し、効果的な内部監査を実施する。

(運営・管理体制の見直し)

第13条 最高管理責任者は、内部監査の実施結果をふまえて、適時、運営・管理の見直しを行い、必要に応じ統括管理責任者に運営・管理の改善を指示するものとする。

(規程の改廃)

第14条 この規程の改廃は、教授会の議を経て理事会で決定する。

附 則

この規程は、2013年7月26日から施行する。